

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

1 初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院を初めて受診された方は、初診料291点（2,910円）を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方、又は、当院と特別な関係にある医療機関において、過去にコンタクトレンズの装用を目的に受診したことがある方は、再診料75点（750円）を算定します。

2 コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点（2,000円）を算定します。なお、厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料でなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

※ 上記についてご不明な点がございましたら、眼科看護師又は医事窓口にご相談ください。

3 診療を行う医師

○ 石川 一之

医師

眼科診療経験

31年

新潟県立柿崎病院長

（令和6年6月）